

介護事業経営実態調査等の見直しに関する主な意見

	介護事業経営調査委員会（11月16日）における主な意見	介護給付費分科会（11月24日）における主な意見
<p>1 調査対象期間等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは調査の目的を明確にする必要がある。概況調査は改定前後の影響を把握し、実態調査は改定に向けて直近1年分の収支等の状況を把握するという事か。 ・医療と比べ、介護は報酬改定に対する事業者の対応が遅い。改定当初は様子を見ながら徐々に改定に対応している事業者が多いので、改定前後の比較が必ずしも改定の影響を正確に表すものではないことに留意すべきである。 ・居宅系のサービスは、報酬改定により利用者数等が増減するなど、サービス量の変化が大きくなるケースもあると思われるので、そうしたことを考慮できるような調査にすべきである。 ・概況調査と実態調査について、同一の事業所を対象とすることや、実態調査で3年分の収支を把握することは、記入者負担の増加や有効回答率の低下が懸念されることを十分考慮すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概況調査と実態調査の客体を一致させて3年分の収支等の状況を把握することが望ましい。見直し後の調査の実施状況を踏まえ、今後の検討課題として欲しい。

<p>2 キャッシュフロー等の把握について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金を何年で返済する予定で借りているか、同じ金額でも20年返済か30年返済かで返済額は全然違う。これは経営判断の問題であり、単年で不足しているからといって介護報酬で手当てすべきものではないのではないか。 ・借入金の返済を調査項目に入れる場合、借入金の返済が終了したところは「0」と記載してもらうべき。返済が終了したところを未記入とすると、借入金の残高があるもののみが集計され、調査結果が借りている方に偏ることになるのではないか。 ・これまでの議論で様々な問題があると感じた。老健事業等で調査して、経営実態調査に反映すべきとなった時点で反映することとしてはどうか。 ・経営実態調査は報酬改定のための調査という認識が事業者にあるので、調査項目に追加すると、報酬改定に影響があると期待される。報酬改定に影響するものではなく、経営リスクを把握するためのものであるということを明確にしておくべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームや小規模多機能型居宅介護も、事業規模から見れば、建物等の取得に必要な投資は少なくない。グループホームや小規模多機能型居宅介護も調査対象に含めるべきではないか。 ・法人の借入能力も重要であることから、医療経済実態調査では借入金収入も調査した。経営実態調査でも借入金収入を調査すべきではないか。 ・事務局案で対応として十分である。キャッシュフロー計算書を作成していないところでもできるような経営実態調査は事務局案でよいのではないか。
---------------------------	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の提案は分科会の意見に配慮したものと理解するが、どうしても把握しなければならないのであれば、参考調査項目としてはどうか。 ・キャッシュフローを把握するための調査なら、キャッシュインとキャッシュアウトを調査すべき。別の名称にしないとキャッシュフローではないと指摘されるのではないか。 	
3 収支における介護報酬以外のものの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の適切な按分方法について調査研究を行うことを検討するという事務局提案でよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬と介護報酬以外のものを適切に切り分けるためには、按分方法の提示が必要。統一したルールを示す必要があるのではないか。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から全ての社会福祉法人が新会計基準に移行していることも踏まえ、事務局提案でよいのではないか。 ・事業者側としては、税引き前の収支差率で利益が過大に見え、介護報酬が下げられたという気持ちがあるので、税引き前と税引き後の収支差率を記載して欲しいという声が強い。税引き後に変更するというだけでなく、追加で税引き後の収支差率を記載するという事か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金等特別積立金取崩額は費用とする方向性に賛成。

	<ul style="list-style-type: none">・税引き後の数値を算出する際に用いている法人税等の按分方法は、収入比率による按分であるが、この場合、赤字の事業所にも法人税が含まれていることには留意が必要である。・税引き後の数値も示したいということであれば、参考値として記載すべきではないか。	
--	--	--